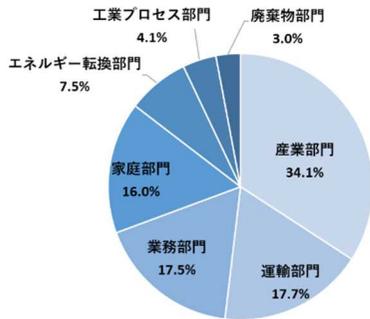
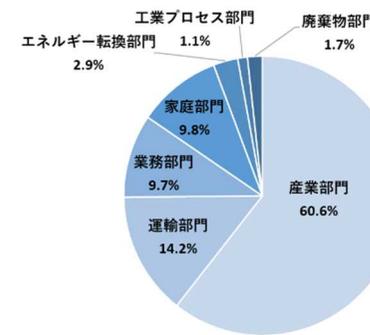


令和 5 年 第 3 回 定例会

請 願 調 査 一 覧 表

防 災 環 境 産 業 委 員 会

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果
5 年 第 4 号	5 . 8 . 3 1	<p>ゼロカーボンシティ宣言に関する請願</p> <ol style="list-style-type: none"> 茨城県は、ゼロカーボンシティ宣言を行っていない全国唯一の都道府県 1.5℃目標達成には 2030 年までの排出削減が決定的に重要(UNFCCC 報告) 2030 年までの施策の 82%は既に市場化されている技術で可能(I EA 報告) 「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」は 2030 年に間に合わない 2030 年までの排出削減のためには、「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」とは別の、市場化された技術による施策の最大限の遂行が必要 国は、2030 年の「脱炭素ドミノ」のための交付金を準備している 交付金の活用の面からも、国との足並みを揃えるべくゼロカーボンシティ宣言を行うことが望ましいと考える 茨城県がゼロカーボンシティ宣言を行わないのは、大井川知事によると「茨城県は産業部門からの排出量が多く、今の技術水準では、具体的な道筋を描くことが難しい」と、主に 2030 年以降の課題解決に必要な技術が無いことが理由 カーボンニュートラルは、バックキャストで課題解決するもので、「今の技術水準では、具体的な道筋を描くことが難しい」との心配は不要と考える 国が地方自治体に求めていることは、県自らが主導して推進できる施策に焦点を当てて注力することで、それに用いる技術は既に市場化されたもの 県が影響を及ぼし難い大排出の大企業については、大企業が掲げる実行計画が達成されるものとして、県の実行計画に織り込むことが可能 2030 年までが決定的に重要なのに、2030 年以降に期待される技術が現在存在しないことを理由にゼロカーボンシティ宣言を回避してはならない 茨城県として速やかにゼロカーボンシティ宣言を行 	個人	中村はよと	<p>1 ゼロカーボンシティ宣言について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、2020 (R2) 年 10 月に、2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言。 現在、本県を除く、46 都道府県がゼロカーボンシティ宣言を行っている。 <p>2 温室効果ガス(二酸化炭素)の排出状況</p> <p>全国では、産業部門からの排出量が約 3 割であるところ、茨城県は約 6 割と、全国の 2 倍近い割合を占めている。</p> <p>さらに、茨城県の産業部門からの排出量の中心は、化石燃料からの転換が困難な鉄鋼業や化学工業などとなっている。</p> <p><CO2 排出割合の全国と茨城県の比較(2020(R2)年度)> (出典：令和 5 年版環境白書(茨城県発行))</p> <p>[全国の CO2 排出割合]</p>  <p>[茨城県の CO2 排出割合]</p> 

うことを望む

近年、酷暑や集中豪雨など、気候変動により災害が激甚化しており、世界全体が危機的状況に陥っており、茨城県での自然災害も顕著である。

目の前の自然災害に加えて、次世代への責任として私たちが最善の努力を果たす必要があることは共通の認識ではないかと思う。

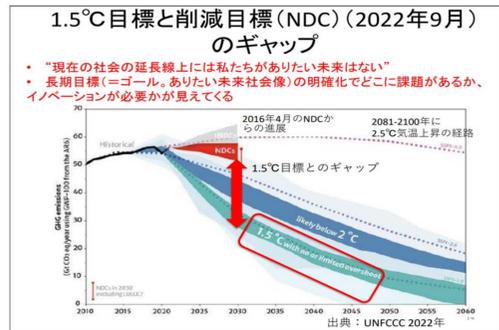
2020年10月に日本政府は、「カーボンニュートラル宣言」を行うと共に、「2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」を「ゼロカーボンシティ」とし、国内外に広く発信することを全国の自治体へ表明を呼び掛けた。

ところが2023年6月30日現在、茨城県はゼロカーボンシティ宣言を行っていない全国で唯一の都道府県となっている。

本申請では、以下の3点について説明する。理解してもらった上で、速やかにゼロカーボンシティ宣言を行うことを願う。

1 1.5℃目標達成には2030年までの排出削減が決定的に重要である。

下の2つのグラフは、世界の脱炭素の動向に詳しく今年2月より環境省中央環境審議会会長を務めている東京大学未来ビジョン研究センター・高村ゆかり教授が2023年8月3日自然エネルギー財団「2035年60%削減の衝撃」シンポジウムで行った「1.5℃目標が意味すること 政策と企業への含意」と題する講演資料からの抜粋である。



[茨城県のCO2排出量の推移]

(単位：万t-CO2)

部門	2013年度(H25)基準年	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)〈構成比〉	増減率
産業	3,072	2,843	2,828	2,352(61%)	▲23.4%
業務	489	406	405	375(10%)	▲23.4%
家庭	464	394	377	379(10%)	▲18.2%
運輸	662	635	624	553(14%)	▲16.5%
その他	281	263	246	222(6%)	▲21.0%
CO2合計	4,968	4,540	4,479	3,881(100%)	▲21.9%

※四捨五入表記のため、排出量等の数値の累計と合計値等が必ずしも一致しない。

3 茨城県の地球温暖化対策の取組

(1) 茨城県地球温暖化対策実行計画(令和5年3月改定)

本県の地球温暖化対策を、県、県民、事業者などあらゆる主体が連携して総合的かつ効果的に推進していくため、県では、地球温暖化対策実行計画を策定し、カーボンニュートラルの実現へ挑戦を基本方針として、徹底した省エネルギー対策、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化などを促進。

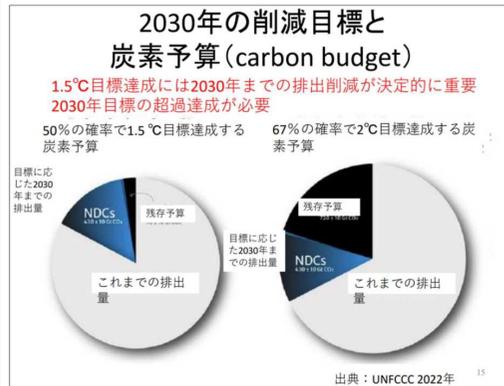
(2) 温室効果ガス削減目標

各部門ごとに取組を進めていくことが重要であるため、各主体が温室効果ガスの削減に取り組みやすいよう、本県の温室効果ガスの削減目標を部門ごとに設定(基準年度2013(H25)年度、目標年度2030(R12)年度)。

部門	削減目標
産業部門CO ₂	▲38%
業務部門CO ₂	▲51%
家庭部門CO ₂	▲66%
運輸部門CO ₂	▲35%
エネルギー転換部門CO ₂	▲47%
その他ガス(非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O)	▲14%
HFC等4ガス(フロン類)	▲44%

※国の削減目標を踏まえ、国と同等の削減率となるよう設定。

このグラフでは、現在各国が掲げている排出削減目標（NDC：日本 46%）では、「1.5℃目標」とのギャップが極めて大きく、1.5℃目標の達成のためには、更なる排出削減の上積みが必要であることを示している。



このグラフの炭素予算 (carbon budget) の視座からは、現在のNDCでは1.5℃目標に対して2030年時点でその残余予算のほとんどを使い切ってしまうので、「2030年までの排出削減が決定的に重要」を示している。

2 2030年までの排出削減に必要な施策のための技術は概ね市場化され、環境省は2030年までに注力する施策のための交付金を準備している。

上記2つのグラフの問題提起に続く「国際エネルギー機関 (IEA) の報告」では、2030年までに行うべき排出削減のための施策の82%は「既に市場にある技術」によって可能であることを示している。

それらは具体的には、再生可能エネルギー、エネルギーの効率化 (省エネ)、住宅・建築物の省エネ性能向上など、地方自治体が自ら主導できる施策である。

(3) 本県の排出削減に係る主な取組

ア 省エネルギー対策

- ・年間を通じた職場や家庭における省エネや節電の取組を県民運動「いばらきエコスタイル」として広く展開。
- ・家庭の省エネルギー対策として、専門家が各家庭のエネルギー使用状況を無料で診断し省エネ対策を助言する「うちエコ診断」や、家庭の省エネの取組成果を見える化できる「いばらきエコチャレンジ」を推進。
- ・事業所の省エネルギー対策として、中小規模事業所に対し、省エネルギー診断を無料で実施し、設備の運用改善や再生可能エネルギー導入等を助言する「省エネルギー診断」や、省エネ設備の導入の際の費用の一部を支援。

イ 再生可能エネルギーの導入促進

- ・再生可能エネルギーの適正導入促進のため、太陽光発電設備に係るガイドラインを策定し、事業者への指導・助言を実施。
- ・家庭用蓄電池の導入支援を行う市町村に対し、定額での補助を実施。
- ・県内の全ての業種の事業者を対象に、太陽光発電設備又は蓄電池の導入に係る費用の一部を支援。

ウ 「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」による取組

本県が、温室効果ガスの大幅削減、新エネルギーや再生可能エネルギー等を活用し、産業競争力・立地競争力の強化を実現していくため、令和3年5月に「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」を立ち上げ、「機運醸成」、「体制構築」、「支援充実」の3つを柱として、カーボンニュートラル産業拠点創出に向けた取組を推進。

(ア) 機運醸成

- ・新エネルギー需要推計調査を踏まえ、県内での実現が期待される実証プロジェクトの仮説を構築
- ・令和4年9月に三菱ケミカル㈱と戦略的パートナーシップ協定を締結

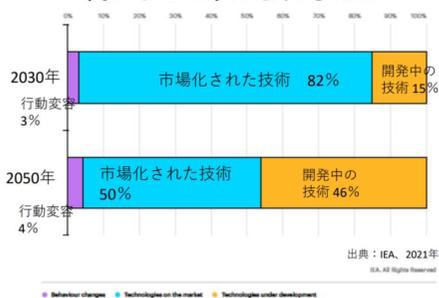
(イ) 体制構築

- ・令和3年8月に「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会」を設置。
- ・協議会の下に、「カーボンニュートラルポータル形成計画作成ワーキンググループ」及び「アンモニアサプライチェーン構築・利用ワーキンググループ」を設置。

(ウ) 支援充実

- ・カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金(200億円)や事

2030年、2050年の目標とのGapは 何によってうめられるのか



茨城県では、2050年の石油化学の低・脱炭素化、ゼロカーボンスチール実現、高温ガス炉等を目指す「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」を推進しているが、2030年までには間に合わない技術である。国は、意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、「地域脱炭素の推進のための交付金」（令和5年度予算は350億円）を準備している。このスキームは、①少なくとも100か所の脱炭素先行地域を生み、②重点対策を全国津々浦々で実施することにより、2030年に「全国で多くの脱炭素ドミノ」が起きることを目指す交付金である。

2030年までの排出削減を最大化するための施策に本交付金を活用するため、国との足並みを揃えるべくゼロカーボンシティ宣言が必要と考える。

3 2050年に必要な技術が無くてもゼロカーボンシティ宣言は可能である。

茨城県がゼロカーボンシティ宣言を行わない理由として、大井川知事は「茨城県は産業部門からの排出量が多く、今の技術水準では具体的な道筋を描くことが難しく、2050年のカーボンニュートラルの宣言をするのは無責任との声も聞く」旨の発言をしている。

大井川知事の心配は理解するが、そもそもカーボンニュートラルといった現在の技術だけでは実現が困難な課題に対しては、フォアキャストの考え方ではなく、ゴールを定めその実現に向けた施策を創造するバックキャストの考え方で取り組むべきもので、「今の技術水準では具体的な道筋を描くことが難しく、」との心

業実行可能性調査事業への補助金等体系的な支援策を整備
・規制緩和に関する官民の意見交換や国への提案・要望（保安関連規制等）

	<p>配は不要かと考える。</p> <p>国が地方自治体に求める脱炭素実行計画のコンセプトでは、「開発中の技術」が必要かつ地方自治体が影響力を持ち難い大規模排出事業者については事業者の開発に委ね、地方自治体自らが「市場化された技術」を用いた施策で影響力を持てる対象分野に集中することが、国が地方自治体に求めることで、「2030年までの排出削減が決定的に重要」に即している。</p> <p>地方自治体が自ら影響力を持てる施策への注力を国が望むことは、環境省の「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」の中で「事務事業編」（公共施設の対策）と「区域施策編」（地方公共団体が策定する地方公共団体実行計画）のマニュアルが準備され、「区域施策編」のP.105「(4) 総量削減目標設定における留意点」に、大企業の具体的な対策・施策に関して大企業の取組に委ねる旨の記載がある。その抜粋を記す。</p> <p>【大規模排出源となる事業所が区域内に存在し、(中略)当該事業者が事業者全体としてカーボンニュートラルの達成を目指すこととしていた場合に、実行計画の長期、中期目標等を検討する場合には、それらの事業者の計画等に沿って削減が進んでいくことを前提とし、具体的な対策・施策については事業者の取組に委ね、地方公共団体としてはまずはその他の中小企業や住民をターゲットとした対策に特に注力する、あるいは地方公共団体として実施可能な事業環境の整備に取り組むといった計画策定の仕方もあり得ます。】</p> <p>先に示した「地域脱炭素の推進のための交付金」PDFの2ページ目の交付金の対象となる事業が、地方自治体自らが主導して推進できる施策(再エネ設備整備、省CO₂等設備整備、住宅・建築物の省エネ性能等の向上など)に特化していることも、国のコンセプトを反映しており、地方自治体が影響力を持ち難い大規模排出事業者の「開発中の技術」に拘らず、「2030年までの排出削減が決定的に重要」に対応することが必要である。</p> <p>結論として、もし「茨城県は産業部門からの排出量が多く、今の技術水準では、具体的な道筋を描くことが難しい」と、一歩踏み出すのに躊躇しているのであれば、余り心配することなく、ゼロカーボンシティ宣言をした上で、</p>			
--	---	--	--	--

	<p>実行計画の見直し改正に着手できるのではないかと考える。</p> <p>例えば日本製鉄はカーボンニュートラルの計画を持っている訳であるから、県が自ら主導する中小企業・都市計画・住宅・交通・住民をターゲットとした施策に、日本製鉄の計画と目標をそのまま織り込んで県の実行計画を改正すれば良く、ゼロカーボンシティの宣言は可能と考える。</p> <p>よって、下記事項を請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>茨城県として速やかにゼロカーボンシティ宣言を行うこと。</p>			
--	--	--	--	--

令和5年第3回定例会

請願調査一覧表

防災環境産業委員会

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果
5 年 第 6 号	5 . 9 . 7	<p>所得税法第56条廃止を求める意見書採択に関する請願</p> <p>日本国の税制は、所得税法第56条の規定により、事業主の家族従業者の「働き分」(自家労賃)を必要経費として認めないことを原則としている。事業主の所得から控除される親族の働き分は、配偶者が86万円、配偶者以外の親族が50万円である。自営中小業者の配偶者である業者婦人は自ら家業に携わりながら家事・育児・介護と休む間もなく働いているのに、所得のうえでは非常に低い評価しかされていない。</p> <p>週に2日は休みながら家業に専念すると仮定すると、配偶者の働き分は茨城県の最低賃金911円(令和4年10月1日以降適用)に換算して1日3.42時間分、配偶者以外の同居親族は同1.99時間分である。中小自営業者の配偶者と同居親族はどんなに長時間休みなしで働いたとしても1日2～4時間分しか賃金が支払われないということになる。これでは社会的にも経済的にも全く自立できず後継者を確保することもできない。</p> <p>たしかに、税法上の原則である「白色申告」ではなく「青色申告」と呼ばれる申告のしかたをすれば自家労賃を経費にすることができる。しかし、現在はすべての事業者に記帳義務が課せられて青色申告と白色申告との間の違いは少なくなっており、申告のしかたによって同じ労働に対する対価を経費として認めないとする制度自体が矛盾しているのではないかと私達は考えている。</p> <p>2016年2月には、国連女性差別撤廃委員会で家族経営における女性の労働を認めるよう所得税の見直しを検討することが勧告された。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国といった国々も自家労賃を経費として認めており、所得税法第56条が世界の流れから取り残されていることは明らかだと思ふ。また、日本税理士会連合会は「平成29年度税制改正に関する建議書」で所得税法第56条の見直しを求めており、2018年6月に発表された「平成31年度税制改正に関する建議書」においても所得税法第56条の見直しを求めていると解することができる記述がある。日本弁護士連合会も2017年11月に発表した税制改正に関する意見書で、家族従業者に支払う給与を経</p>	茨城県商工団体連合会 婦人部協議会 会長 柿沼 洋子外371名	江尻 加那	<p>○事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の取扱い</p> <p>1 原則(所得税法第56条)</p> <p>生計を一にする配偶者その他の親族が事業者の営む事業に従事した場合に、事業者が当該親族に支払った対価(給与)は、事業者の必要経費に算入しない。</p> <p>2 事業に専従する親族がある場合の特例(所得税法第57条)</p> <p>(1) 青色申告者の専従者給与の特例</p> <p>青色申告者の場合は、事業に専従する配偶者その他の親族に支払った給与を事業者の必要経費に算入する。</p> <p>(2) 白色申告者の事業専従者控除</p> <p>白色申告者(青色申告者以外の者)の場合は、次のいずれか低い額を事業者の必要経費とみなす。</p> <p>① 事業専従者が配偶者の場合は86万円、配偶者以外の場合は50万円</p> <p>② 事業専従者控除前の事業所得÷(事業専従者数+1)</p> <p>(参考) 青色申告と白色申告との申告手続及び添付書類の主な相違点</p> <p>(1) 青色申告</p> <p>① 税務署長の承認が必要 (その年の3月15日までに申請書を提出)</p> <p>② 書類の作成内容 原則:複式簿記(損益計算書と貸借対照表の作成が必要) 例外(所得300万円以下の場合) :複式簿記は不要だが、帳簿書類の作成が必要。</p> <p>(2) 白色申告</p> <p>① 税務署長の承認は不要</p> <p>② 書類の作成内容 :複式簿記は不要。 ただし、収入金額や必要経費を記載した帳簿書類(売上、雑収入等、仕入、経費が記載されたもの)の作成が必要。</p>

	<p>費に算入することを原則とするよう専従者給与制度の見直しを検討することを求めている。国会では経済産業大臣や財務大臣が廃止に向けた検討を始めたと答弁している。茨城県内ではつくばみらい市、石岡市、土浦市、つくば市の4市議会と阿見町議会が、全国では11県を含む568の自治体（令和5年6月30日現在）が所得税法第56条見直しの意見書を採択して国に提出している。</p> <p>令和2年に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画に、「女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み、事業所得等の適切な申告に向けた取組を進めながら、税制等の各種制度の在り方を検討する。」と記載されている。令和3年3月に可決された茨城県男女共同参画基本計画では家族従業者として働く女性について言及がないが、平成28年3月の第3次基本計画では、「基本目標Ⅱ重点課題2施策の方向4 商工業等の自営業における働きやすい環境の整備」にて「1 意識啓発の促進 家族従業者として働く女性が果たしている役割の重要性が正しく評価されるよう、意識啓発を促進します。」と記載されている。私たちは、制度の裏付けがあつてこそ家族従業者として働く女性が果たしている役割の重要性が正しく評価されるようになるし、自らの働き分が正当に認められることがその一環になると考えている。自家労賃を認めることは中小業者の経営支援になるし、国や県が進めている男女共同参画社会作りの前進に税法や社会保障の面で大きく貢献することはまちがいない。</p> <p>茨城県議会においても、主旨を十分に理解してもらい、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関に意見書を提出して頂きたいとお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 所得税法第56条の廃止を求める意見書を採択し、国に提出すること</p>			
--	--	--	--	--